

議案第 138 号

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例（平成 18 年渋川市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「離着陸」の次に「又は停留」を加える。

第 5 条中「でも」を「は」に改める。

第 11 条の見出し中「許可の取消し」を「停止」に改め、同条第 1 項中「当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消す」を「ヘリポートの利用の停止その他の必要な措置をとる」に改め、同項第 2 号中「利用の」の次に「届出をし、又は」を加える。

第 17 条中「利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は」を「故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は」に改める。

第 19 条第 1 項第 3 号中「正当の理由無く」を「正当な理由なく」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

種別	区分	使用料
着陸料	最大離陸重量が 1 トン以下の機種	1 回につき 1, 040 円
	最大離陸重量が 1 トンを超え 3 トン以下の機種	1 回につき 1, 570 円
	最大離陸重量が 3 トンを超え 6 トン以下の機種	1 回につき 2, 090 円
	最大離陸重量が 6 トンを超える機種	1 回につき 2, 090 円 に最大離陸重量が 6 トンを

		超える部分について1トン当たり1,570円を加算した額
停留料	最大離陸重量が1トン以下の機種	停留時間24時間ごとに1,040円
	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	停留時間24時間ごとに1,570円
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	停留時間24時間ごとに2,090円
	最大離陸重量が6トンを超える機種	停留時間24時間ごとに2,090円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,570円を加算した額

#### 備考

- 1 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。
- 2 停留料は、6時間以上停留する場合に徴収し、停留時間に24時間未満の端数があるときは、24時間として計算するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用を届け出た者又は利用の許可を受けている者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

#### 理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市営伊香保温泉長峰ヘリポート条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用の届出等）</p> <p>第4条 ヘリコプターの離着陸又は停留のためにヘリポートの施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 やむを得ない場合において、運用時間外に、ヘリコプターの離着陸又は停留のために施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（利用の届出等）</p> <p>第4条 ヘリコプターの離着陸_____のためにヘリポートの施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 やむを得ない場合において、運用時間外に、ヘリコプターの離着陸_____のために施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>（全長及び重量の制限）</p> <p>第5条 前条第1項の規定による届出をした者及び同条第2項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、機体の全長が20メートルを超え、又は最大離陸重量が9トンを超えるヘリコプターを利用してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>（全長及び重量の制限）</p> <p>第5条 前条第1項の規定による届出をした者及び同条第2項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）でも、機体の全長が20メートルを超え、又は最大離陸重量が9トンを超えるヘリコプターを利用してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>（利用の停止_____等）</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はヘリポートの管理上特に必要があるときは、<u>ヘリポートの利用の停止その他の必要な措置をとる</u>ことができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）偽りその他不正の行為により利用の届出をし、又は許可を受けたとき。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用の許可の取消し等）</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はヘリポートの管理上特に必要があるときは、<u>当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消す</u>ことができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）偽りその他不正の行為により利用の_____許可を受けたとき。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>（損害賠償）</p> <p>第17条 <u>故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は</u>_____、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（損害賠償）</p> <p>第17条 <u>利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 正当な理由なく原状の回復をせず、その費用を負担しない者  
2・3 (略)

別表(第13条関係)

種別	区分	使用料
着陸料	最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき 1,040円
	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき 1,570円
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき 2,090円
	最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき 2,090円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,570円を加算した額
停留料	最大離陸重量が1トン以下の機種	停留時間24時間ごとに 1,040円
	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	停留時間24時間ごとに 1,570円
	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	停留時間24時間ごとに 2,090円
	最大離陸重量が6トンを超える機種	停留時間24時間ごとに 2,090円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,570円を加算した額

備考

- 1 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。
- 2 停留料は、6時間以上停留する場合に徴収し、停留時間に24時間未満の端数があるときは、24時間として計算するものとする。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者  
2・3 (略)

別表(第13条関係)

区分	使用料
最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき 1,040円
最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき 1,570円
最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき 2,090円
最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき2,090円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,570円を加算した額

注 最大離陸重量が6トンを超える機種の6トンを超える部分について1トン未満の端数があるときは、1トンとして計算するものとする。